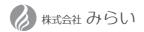
法律等を読み解くうえで 必要な基礎知識



「小六法サポートページ」を弊社ホームページに開設し、 補遺や関連法令など、役立つ情報を多数掲載しています。 アクセスは左のQRコードから、または下記URLからどうぞ。

http://www.mirai-inc.jp/support/roppo/



○「適用する」10	○「みなす」9	○「推定する」9	○「公布」「施行」 8	3.法令独特の表現 8		• とこざこ ノ桂耳			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		○法令ではないもの 2	○憲法・法令 1	1.法体系と各法令の位置付け 1
4. 難読漢字一覧	○「その他の」「その他」20	○「及び」「並びに」 18	○「又は」「若しくは」16	○「時」15	○「とき」 15	○「場合」	○「もの」····································	○「者」14	○「物」14	○「から起算して」 13	○「から」····································	○「以前」「前」「以後」「後」11	○「以上」「超える」「以下」「未満」 11

法律等を読み解くうえで必要な基礎知識

1. 法体系と各法令の位置付け

います。 日本の法体系は、憲法を頂点とした、ピラミッド型で制定されて

憲法・法令

憲

法 国で一番強い規範です。日本国憲法では「国の最高法規」

きません。と定義されており、国内のすべての法令は憲法に違反で

憲法で定める方法により、国会の議決を経て制定される布されることによって国内法としての効力が発生します。とをいいます。条約はもともと、国際法の法形式ですが、公国家または国際組織の間で締結される国際的な合意のこ

法

律

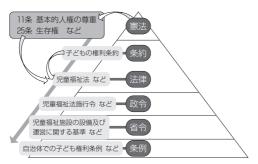
たります。

国の規範です。社会福祉法や児童福祉法などがこれにあ

条

約

図1 法の階層関係



命 令 行政機関が制定する規範です。内閣が制定する「政令」や、各省の大臣が制定する「省令」

政 令 される「委任命令」があります(児童福祉法施行令など)。 を定めています。法律の規定を実施するための「執行命令」と法律の委任に基づいて制定 内閣が制定する命令です。法律から委任を受けて、法律では定めていない細部を補う事項 などがあります。

省 令 各省の大臣が制定する命令です。法律や政令の規定に基づいて、法律や政令で規定してい 児童福祉施設の設備及び運営に関

ない細部の事項を定めています(児童福祉法施行規則、

する基準など)。

条

ができません。

例 地方自治体が定める地方の規範です。 政令などと同様に、 法律の範囲内でしか決めること

○法令ではないもの

通

告

示

通知などの内容を国民に知らしめる必要がある場合「告示」として、「官報」に掲載され

知 て出されるもの等があります。この内容は、法令の解釈、 一般的に、 したものが多いです(児童相談所運営指針について、 います。一例として、国の行政機関の局長から、都道府県知事や政令指定都市市長へあて 特定人または不特定多数の人に対して特定の事項を知らせる行為と説明されて 夜間保育所の設置認可等についてな 運用や行政執行の方針などを示

るので注意が必要です(保育所保育指針など)。 ます。ただし、法律に告示の根拠がある場合には、政省令のような役割を果たすこともあ

これらは、行政機関等や国民に「お知らせ」として伝えるもので、法令とは区別されています。

2. 法令の条文構造

○本則と附則

法令の本体の規定を「本則」といいます。

ごとに整理するため、「編」「章」「節」「款」「目」などに分けられます(図2参照)。ただし、必ずし もこのすべてが使われる訳ではありません。例えば児童福祉法では、章、節、款、目が用いられた構 成になっていますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、章、節での構成となっていま 本則は「条」を基本単位として構成されますが、児童福祉法など条数が多い法令では、本則を内容

本則の後ろに置かれるものを「附則」といいます。

関係法令の改正、経過措置などが記載されています(図3参照)。 附則には、当該法令の施行期日(法令が効力を持つ日)、この法令を定めることにより必要となる

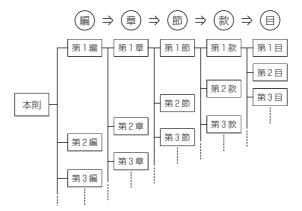
○見出し

「見出し」はその条文の内容を簡潔にまとめたものです。ここに目を通すことで、条文の内容を大

まかに把握することができます。

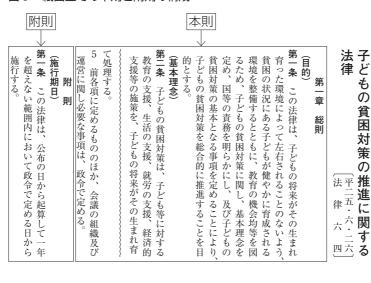
条文にのみ見出しがつけられることもあります(図4参照)。 何条かにわたって共通した事項についての規定が続く場合には、「共通見出し」として、はじめの

図2 本則の構成



出典:土井真一監 品川皓亮『日本一やさしい条文・判例の教科書』 日本実業出版社 2015年 p.53

図3 紙面上での本則と附則の構成



○条・項・号

項をさらに細分化して列記するときは、号を用います。項は基本的に、第1項以外はアラビア数字で 法令の最も基本的な単位は条です。条をさらに細かく分けるときは、原則として項を使います。条や 条文では、「第○条第△項第□号」というように、文章を「条」「項」「号」のように分けています。

「項番号」がつけられています。号は漢数字で「号番号」がつけられています。

号の項目がさらに細分化されているときは、「イ」「ロ」「ハ」が用いられ、これらがさらに細分化

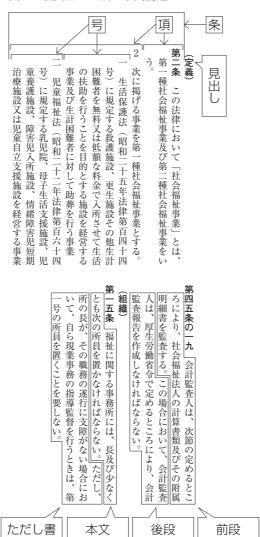
されている場合は「①」「②」「③」が用いられます。

の小六法では見出しを〔 〕で、項番号は②③…で示しています。 法令の中では、原文に見出しや項番号が付されていないものもあります。その場合、便宜上、 当社

)前段・後段・ただし書

で始まる場合、最初の文を「本文」、あとの文を「ただし書」といいます。 います(3つの条文から構成される場合には順に前段、中段、後段という)。特に後の文が「ただし」 条文の中で文章が「。」で2つに区切られている場合、最初の文を「前段」、後の文を「後段」とい

図 4 紙面上での法の条文構造



3. 法令独特の表現

ここでは日常で使用する文言とは異なる、 法令独特の表現について代表的なものを取り上げます。

○「公布」「施行」

為として「憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること」と定められていますが、省令以下の法令 に法令が掲載されることで「公布」が行われています。なお、日本国憲法第7条では、 の場合は、その法令の制定権のある者、例えば厚生労働省令の場合は厚生労働大臣により行われてい 「公布」とは法令を一般に周知する目的で、国民に知らしめることをいいます。具体的には、官報 天皇の い国事行

といった執行機関に委任するものなどがあります。このように公布はされているものの、施行期日が 定められているものや、「公布の日から起算して○日を経過した日から施行」といった公布の日 れるものがあります。後者については「平成○年四月一日から施行する」といった具体的な日にちが 来ていない場合の法令は「未施行」として扱われます。 を置くことで明らかになります。これには「公布の日」に施行されるものと、 定期間後に施行するもの、「公布の日から起算して○月を超えない範囲内において政令で定める日」 公布された法令が具体的に施行される日は、通常その法令の附則の冒頭に、 「施行」とは、制定された法令の効力が現実的に発動し、作用することをい 公布の日以降に施行さ 施行期日に関する規定 います。 から一

○「推定する」

法令を取り扱う上で、事実はこうだと一応決めておくが、事実と異なっている証拠がある場合には、

○民法

その推定を覆すことができます。

(嫡出の推定)

第七七二条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

○「みなす」

本来性質が異なるものであっても、法令の中では同一視する場合に使われます。この場合には証拠

○民法

をあげてそれを覆すことは認められません。

(婚姻による成年擬制)

第七五三条

未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

○「準用する」

ある事項に関する規定を、類似する他の事項について必要な修正を加えて借用する場合に用いられ

ます。

○社会福祉法

(役員の欠員補充)

第四五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞な くこれを補充しなければならない。

前項の規定は、監事について準用する。

2

○「適用する」

ある事柄に関する規定を、そのままあてはめる場合に用いられます。

○社会福祉法

第一三〇条の四 も適用する。 第百三十条の二及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者に

○「以上」「超える」「以下」「未満」

上」「以下」が用いられ、含まない場合は「超える」「未満」が用いられます。 これらは、次の例のように基準の数量を含むか含まないかが変わってきます。基準を含む場合は「以

(例) 30人以上

30人を含む (30人から)

30人未満

30人以下

30人を超える 30人を含まない (31人から) 30人を含む (30人まで)

30人を含まない (29人まで)

○「以前」「前」「以後」「後」

むか、含まないかという違いがあります。

これらは、時間的な前後関係を示すときに用いられます。「以上」や「未満」と同様に、基準を含

(例) 30日以前 30日を含む

30 日 前 30日以後 30日を含む 30日を含まない

30 日後

30日を含まない

○児童福祉法

(5) ○介護保険法 第二四条の三 前項の期間は、

厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

第七条 (定義)

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者 要介護状態にある六十五歳以上の者

略

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第一〇九条

が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又 は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であった者

他にも、 期間の基準を示す用語として「から」と「から起算して」があります。それぞれの使い分

けは、次の例の通りです。

「から」

(例)翌日から2年 翌日を含まない2年の間 (初日を含まず)

「から起算して」

○児童福祉法

(例)翌日から起算して2年 翌日を含んだ2年の間(初日を含む)

3 第三四条の八 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第一八条の五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 次の各号のいずれかに該当する者は、 又は執行を受けることがなくなつた日から起算 保育士となることができない。

して二年を経過しない者

〇 者

法律上の人格を有するもの(自然人や法人)を指す場合に用いられます。

○ 「**物**」

形あるものや物件等を指す場合に用いられます。形のないものは含みません。

「者」や「物」以外のものを指す場合に用いられます。

第一八条の四

第三三条の二の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、 ことを業とする者をいう。 人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。 て、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う 一時保護中本

この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用い

○「場合」

仮定条件を表します。

とき」

となり、その条件下で、さらに条件を加える際は「とき」が使用されます。 仮定条件を表します。ただし、「とき」と「場合」が二重の条件となる際は、 大前提が「場合」

) [時]

ある特定の時点・時間を表します(仮定条件には使用しない)。

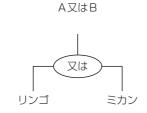
○介護保険法

第七二条 介護老人保健施設又は介護医療院について、第九十四条第一項又は第百七条第一項の許可 第二一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったとき は、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する (損害賠償請求権) 介護老人保健施設又は介護医療院により行われる居宅サービス(短期入所療養介護その他厚生労働 があったときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者について、当該

省令で定める居宅サービスの種類に限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定があったものとみ

なす。(略

図 5



A若しくはB又はC 又は 若しくは リンゴ ミカン ゴボウ 「又は」は常に一番大きな接続

選択して結び付けられている場合は「A又はB」「A、B又はC」というように「又は」が使われます。 「又は」「若しくは」 「若しくは」が活用される場合は、 「又は」「若しくは」はどちらも英語でいえば「or」にあたる接続詞になります。単純に、

(例 2) リンゴ若しくはミカン又はゴボウ (例1) リンゴ又はミカン

「リンゴ」 or 「ミカン」、リンゴとミカンはそれぞれ

選択をさらに細分化して結び付けられる場合に使われます。

語句を

同じ段階で語句を選択して結び付けられる |(リンゴ) or (ミカン)| or {ゴボウ}、 リンゴ

とミカンは同じ段階で語句を選択して結び付けられ、

リンゴ、ミカンのグループとゴボウが同じ段階で選択

して結び付けられる

○社会福祉法

(福祉サービスの基本的理念)

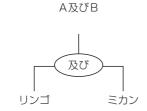
第八条 第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、 もに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支

祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市 援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福

の長が任命する。

福祉サービスの利用者が心身と

図 6



A及びB並びにC 並びに 及び リンゴ ミカン ゴボウ 「及び」は常に最小単位の接続

並列して結び付けられている場合は「A及びB」「A、B及びC」というように「及び」 「及び」「並びに」 「及び」と「並びに」は、どちらも英語でいえば「and」にあたる接続詞になります。単純に語句を

(例 2) **並びに」が活用される場合は、** 〔例1〕 リンゴ及びミカン リンゴ及びミカン並びにゴボウ 並列をさらに細分化して結び付けられる場合に使われます。 同じ段階で語句を並列して結び付けられる 「リンゴ」 and (ミカン)、リンゴとミカンはそれぞれ

が使われます。

ゴとミカンは同じ段階で語句を並列して結び付けられ、 (リンゴ) and (ミカン) a n d |ゴボウ|、 リン

て結び付けられる

リンゴ、ミカンのグループとゴボウが同じ段階で並列し

○社会福祉法 (定義)

(指導監督)

第二〇条 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、 第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をい う。 それぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及 子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関し

びこれを実施するよう努めなければならない。

「その他の」「その他」

「その他の」と「その他」は一文字違いですが、使い分けがされ

ています。

前に出てくる用語は、後に出てくる用語に含まれた関係(その他 「リンゴ、ミカンその他のくだもの」で例えると「その他の」の の

くだものの中にリンゴとミカンが含まれた関係)になります。 「リンゴ、ミカンその他くだもの」と用いられる場合、 前後で結

び付けられる用語が並列関係(「リンゴ」と「ミカン」と「その他 くだもの」がそれぞれ独立した別の関係)になります。

図 7

・ 「その他の」 その他のくだもの リンゴ ミカン ・ 「その他」 その他 くだもの

ミカン

第一八条の一八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、 第一八条の六 ○児童福祉法 日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。 いう。)を卒業した者 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」と 次の各号のいずれかに該当する者は、 保育士となる資格を有する。 氏名、 生年月

リンゴ

4. 難読漢字一覧

法令独特の読むことが難しい用語をまとめました。

且虞於如謂敢 ッテ何ファ
か お お い い あ つ そ て ん
遡 即 乃 斟 譲 此及 チ チ 酌 渡
この・これとなわち
以 看 亦 外 嫡 其 テ 做 出 ス
もって また また はか で

法律等を読み解くうえで必要な基礎知識

2017年8月1日 第1刷発行 2021年3月1日 第2刷発行

編 集 小六法編集委員会

発 行 者 竹 鼻 均 之 発 行 所 株式会社 みらい

> 〒500-8137 岐阜市東興町40 第五澤田ビル 電 話 058-247-1227代

FAX 058-247-1218 http://www.mirai-inc.jp

*無断転用・データのコピーは固くお断りします。

非売品